「ブロードバンド基盤ワーキンググループ」開催要綱(案)

1 目的

「ブロードバンド基盤ワーキンググループ」は、第 208 回国会において成立した、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 70 号)により、一定のブロードバンドサービスが、「第二号基礎的電気通信役務」として、電気通信事業法における基礎的電気通信役務の新たな類型として位置付けられ、不採算地域におけるブロードバンドサービスの維持等のための新たな交付金制度が創設されるとともに、ブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保するための必要最小限の事業者規律が導入されることを踏まえ、第二号基礎的電気通信役務の範囲、新たな交付金制度の具体的内容及び事業者規律の具体的内容等の事項を政省令において規定するために必要な事項等について検討を行うことを目的とする。

2 名称

本ワーキンググループは、「ブロードバンド基盤ワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- (1) 第二号基礎的電気通信役務の範囲
- (2) 交付金支援の対象となる区域の指定の在り方
- (3) 交付金・負担金算定の在り方
- (4) 事業者規律の在り方
- (5) その他必要と考えられる事項

4 構成及び運営

- (1) 本ワーキンググループの構成員等は、別紙のとおりとする。
- (2) 本ワーキンググループには、主査及び主査代理を置く。主査及び主査代理は、ユニバーサルサービス政策委員会主査が指名する。
- (3) 主査は、本ワーキンググループを招集し、主宰する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本ワーキンググループを招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があるときは、必要と認める者を本ワーキンググループの構成員又はオブザーバとして追加することができる。
- (5) 主査は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) その他、本ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1)本ワーキンググループは、原則として公開とする。ただし、公開することにより、 当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必 要と認める場合については、非公開とし、構成員以外の者の出席を制限することが できる。
- (2) 本ワーキンググループで使用した資料及び議事概要については、原則として、総 務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者又は 第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める

場合については、非公開とする。

6 その他

本ワーキンググループの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課が これを行うものとする。

「ブロードバンド基盤ワーキンググループ」構成員等

(敬称略、構成員は五十音順)

(主査代理) 相田 仁 東京大学大学院工学系研究科 教授

大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長

(主査) 大橋 弘 東京大学副学長、公共政策大学院・大学院経済学研究科 教授

岡田 羊祐 一橋大学大学院経済学研究科 教授

春日 教測 甲南大学経済学部 教授

関口 博正 神奈川大学経営学部 教授

長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク

林 秀弥 名古屋大学大学院法学研究科 教授

藤井 威生 電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授

三友 仁志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授

(オブザーバ) 全国知事会、全国市長会、全国町村会、

- 一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、
- 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、
- 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、

日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、

株式会社オプテージ